

町田市総合教育会議運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する町田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 招集の通知等

1 市長は、法第1条の4第3項の規定により総合教育会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ町田市教育委員会に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 協議事項及び調整事項

2 前項の規定による通知には、会議次第、協議事項及び調整事項の詳細その他必要な資料を添えなければならない。

第3 会議

総合教育会議の進行は、市長が行う。

第4 会議の公開及び議事録の作成等

1 市長は、法第1条の4第7項の規定により、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、市長及び町田市教育委員会教育長が署名するものとする。

3 議事録については、当該議事録に係る総合教育会議を開催した日からおおむね2か月以内に、その写しを総務部市政情報課に送付しなければならない。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により非公開とされた会議の議事録については、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、法第1条の4第6項の規定による会議の公開並びに同条第7項の規定による議事録の作成及び公表については、町田市審議会等

の会議の公開に関する条例（平成11年12月町田市条例第40号）の適用を受ける審議会等の例による。

第5 庶務

総合教育会議の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

附 則

この要綱は、2015年5月11日から適用する。